

議案第58号

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月9日提出

日野町長 塚田 淳一

## 日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正が 必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」が公布され、消費税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられる予定となっており、この税率変更に伴い本町の農業集落排水使用料についても消費税及び地方消費税相当分を改正するものである。

### 2 改正内容

消費税率引き上げ相当分（2%）について改正する。

### 3 附則

（施行年月日）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第17条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している使用料で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成9年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第17条 施設の使用者は、施設の維持管理及び使用に要する費用として、別表第3に基づいて算定した額に100分の<u>110</u>を乗じて得た額を納めなければならない。ただし10円未満については切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第17条 施設の使用者は、施設の維持管理及び使用に要する費用として、別表第3に基づいて算定した額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額を納めなければならない。ただし10円未満については切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第17条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している使用料で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。